子育て対応リフォームで所得税の減税を考えられている方へ

以下の要件を満たしている場合、税務署に確定申告することで、<u>所得税の減税</u>を受けられる可能性があります。

1 子育て対応リフォームを行う方が、次の2つのうちのいずれかの条件を満たしていますか？

⇒ ①19歳未満の扶養親族を有している方
②ご自身又はその配偶者のいずれかが40歳未満であること

2 子育て対応リフォームを行う方が、当該家屋を所有しており、かつ居住していますか？

3 当該家屋の床面積は、登記簿表示で50㎡以上ですか？

4 行う子育て対応リフォームは、減税の対象となっている工事ですか？（*次頁参照*）

5 子育て対応改修の標準的な工事費用相当額が、50万円を超えていますか？

～対象となる<u>子育て対応改修工事</u>は、以下になります～

1．家屋内における子どもの事故を防止するための工事で、次のいずれかに該当するもの

- 柱壁等の出隅等の衝突事故防止
- 衝撃緩和畳やクッションフロアへの交換
- 転倒防止手すり設置工事
- 指つめ防止機能付きドアへの交換
- チャイルドフェンス設置工事
- シャッター付きコンセントへの交換工事
- コンセントを高い位置へ移設する工事

2．対面式キッチンへの交換工事

3．開口部の防犯性を高める工事で、次のいずれかに該当するもの

- 防犯性能のある玄関ドアへの交換
- 割れにくい窓への交換
- 面格子の設置

4．収納設備を増設する工事

5．防音性を高める工事で、次のいずれかに該当するもの

- 開口部（窓）の防音性を高める工事
- 界壁の防音性を高める工事 （マンションのみ）
- 界床の防音性を高める工事 （マンションのみ）

6．以下の間取り変更工事

・子ども部屋の増設

・水回りの近接

・子どもを見守りやすい間取りへの変更

- 間仕切壁の設置又は解体のみを行う工事
- ★間仕切壁の設置又は解体以外の修繕又は模様替を伴う工事
  - ★と併せて行う調理室の位置を変更する工事
  - ★とと併せて行う浴室の位置を変更する工事
  - ★と併せて行う便所の位置を変更する工事
  - ★と併せて行う洗面所の位置を変更する工事

具体的な減税要件

居住者について

- リフォームを行う方が、次のA～Bのいずれかに該当すること
  A　19歳未満の扶養親族を有している※
  B　ご自身又はその配偶者が40歳未満である※
  ※A,Bの判定は入居年の12月31日時点で行う

住宅について

- 子育て対応改修を行う方が**所有し、居住している**家屋であること
- 改修後の家屋の床面積が50㎡を超えていること
- 併用家屋の場合は、床面積の2分の1以上が居住用であること

工事について

- 子育て対応改修にかかる標準的な工事費用相当額から補助金等を差し引いた額が、**50万円**を超えていること
- 令和7年12月31日までに改修工事が終了し、入居していること

その他

- その年分の合計所得金額が2000万円以下であること
- その他減税適用を受けたい増改築工事がある場合は、その工事は減税対象の工事であること
- 子育て対応改修が完了してから6ヶ月以内に居住すること

減税のために必要な書類

消費者にご用意いただく書類	登記事項証明書
	（補助金等を受けている場合）補助金等の額が明らかな書類
	（給与所得者の場合）源泉徴収票
建築士等にご用意いただく書類	増改築等工事証明書
税務署にてご用意いただく書類	確定申告書
	住宅特定改修特別税額控除の計算明細書
リフォーム会社にてご用意いただく書類	工事請負契約書

以上の書類を用意し、税務署にて確定申告を行って下さい。

その他ご留意事項

減税を受けることができる控除額には、上限がございます。

増改築等工事証明書の発行手続きや詳細は、発行依頼先の建築士等にご確認下さい。

標準的な工事費用相当額とは、告示で定められた単価に基づく金額となります。実際にかかった費用ではございませんのでご注意ください。

減税対象となるその他増改築についての詳細は、事業者用資料をご確認ください。